

(写)

長門市告示第 104 号

令和 2 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 6 月 2 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 2 年 6 月 12 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 2 号 長門市税条例の一部を改正する条例

第 3 号 長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 4 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第 5 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 7 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 8 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 9 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 10 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 11 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 12 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 13 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 14 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 15 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 16 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 17 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 18 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 19 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 20 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 21 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 22 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 23 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 24 号 長門市農業委員会委員の任命について

報告

第 1 号 令和元年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 2 号 令和元年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 3 号 令和元年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 号 長門市税条例の一部を改正する条例
- 第 3 号 長門市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 4 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 7 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 8 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 9 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 10 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 11 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 12 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 13 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 14 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 15 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 16 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 17 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 18 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 19 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 20 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 21 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 22 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 23 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 24 号 長門市農業委員会委員の任命について

報 告

- 第 1 号 令和元年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号 令和元年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報

告について

第3号 令和元年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の
報告について

第4号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第5号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

議案第 2 号

長門市税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例の一部を改正する条例

(長門市税条例の一部改正)

第 1 条 長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 24 条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 2 4 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第 25 条を削る。

第 2 条 長門市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 27 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則第 24 条の次に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 2 5 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその

規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 3 号

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

(長門市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 長門市都市計画税条例（平成 17 年長門市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 長門市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表（その 1）の表交付手数料の項中

「

エ 個人番号の通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	500 円
オ 個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	800 円
カ 筆界点座標値交付	1 筆につき	150 円
キ 図根多角点成果交付	1 件につき	150 円
ク 地籍図及び図根多角網図交付	1 件につき	150 円
ケ その他図面の写しの交付	1 件につき	150 円

」

を

「

エ 個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 件につき	800 円
オ 筆界点座標値交付	1 筆につき	150 円
カ 図根多角点成果交付	1 件につき	150 円
キ 地籍図及び図根多角網図交付	1 件につき	150 円
ク その他図面の写しの交付	1 件につき	150 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

長門市介護保険条例（平成 17 年長門市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者

（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第 1 号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

7 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

8 附則第6項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの（附則第6項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市介護保険条例附則第6項から第8項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第 6 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 大汐光晴
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 7 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 大田寛治
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 8 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 大田裕美
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第9号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、市議会の同意を求める。

令和2年6月12日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 大野耕作
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 10 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 岡島史真
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 11 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 岡本勇二
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 12 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 河野八千代
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 13 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 木村正雄
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 14 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 末永恵子
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 15 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 高林 司
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 16 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 中野晴人
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 17 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 名和田栄治
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 18 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 野中保志
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 19 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 林 一志
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 20 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 林 弘幸
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 21 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 深水一男
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 22 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 藤川久志
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 23 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 松田昭洋
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 24 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 山近洋祐
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

報告第 1 号

令和元年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
令和元年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和元年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
総務費	総務管理費	香月泰男美術館収蔵庫増床事業	6,600,000	6,600,000			4,700,000	1,900,000	
		光ファイバー網整備事業	1,568,660,000	1,514,479,700	79,350	569,967,000	880,700,000		63,733,350
		本庁舎建設事業	12,022,000	8,733,000				8,733,000	
民生費	社会福祉費	プレミアム付商品券事業	583,000	583,000		583,000			
農林水産業費	農業費	ため池ハザードマップ作成事業	8,320,000	8,319,300		8,319,000			300
		棚田地域振興緊急対策交付金事業	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
	水産業費	水産環境保全創造事業	4,938,000	4,937,614	70,000		4,800,000		67,614
		県営漁港ストックマネジメント事業費負担金	9,060,000	9,060,000	60,000		9,000,000		
		県営漁港海岸環境整備事業費負担金	1,870,000	1,870,000					1,870,000
		海岸堤防等老朽化対策事業費負担金	740,000	739,580					739,580
商工費	商工費	三隅地区工場用地整備事業	116,944,000	112,401,500		32,622,000		32,622,000	47,157,500
		観光費	戦略的情報発信事業	1,856,000	1,856,000		600,000		
				長門湯本温泉観光まちづくり整備事業	347,831,000	340,776,380	63,088		168,000,000
土木費	道路橋梁費	市道八幡線改良事業	19,800,000	4,888,300	5,755	1,820,541	3,000,000		62,004
		市道大内山上畑下線改良事業	4,500,000	4,500,000	25,500		4,400,000		74,500
		市道志道田線改良事業	31,750,000	28,314,700			28,300,000		14,700
		市道山本新開海岸線橋梁改修事業	18,240,000	18,240,000	40,000		18,200,000		
		市道後原海岸線改良事業	20,000,000	11,023,200	86,862	6,050,893	4,800,000		85,445
	河川費	急傾斜地崩壊対策事業(城山)	24,600,000	24,600,000					24,600,000
教育費	小学校費	小学校情報機器等整備事業	227,687,000	227,687,000		44,401,000	94,400,000		88,886,000
	中学校費	中学校情報機器等整備事業	104,451,000	104,451,000		20,153,000	43,400,000		40,898,000
		三隅中学校屋内運動場屋根改修事業	67,295,000	67,295,000			67,200,000		95,000
		菱海中学校グラウンド改修事業	21,989,000	21,989,000		7,402,000	14,500,000		87,000
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	115,100,000	106,300,000	72,000	34,510,000	19,200,000		52,518,000
	その他公共施設・公用施設災害復旧費	現年その他公共施設・公用施設災害復旧事業	2,992,000	2,970,000			2,900,000		70,000
計			2,742,828,000	2,637,614,274	502,555	731,428,434	1,367,500,000	194,915,000	343,268,285

報告第2号

令和元年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和元年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

長門市長 江 原 達 也

令和元年度長門市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	上水道事業										
		湯本浄水場送水ポンプ・電気室建築工事	41,487,600	15,800,000	25,687,600	0	630,000	22,400,000	2,657,600	0	0	湯本浄水場送水ポンプ・電気室の構造変更に伴い工事期間を要することから、年度内完了が不可能となったため。
		湯本浄水場天日乾燥床整備工事	14,587,100	5,100,000	9,487,100	0	233,000	8,300,000	954,100	0	0	
		湯本浄水場送水ポンプ室・電気室建築工事監理業務	1,023,000	0	1,023,000	0	0	0	1,023,000	0	0	
森末第1中継ポンプ所改修工事	22,770,000	0	22,770,000	0	0	0	22,770,000	0	0			

報告第3号

令和元年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告
について

令和元年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

長門市長 江 原 達 也

令和元年度長門市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的 支出	建設 改良費	公共下水道建設事業										
		仙崎中部地区管渠施設改築更新工事	50,990,500	18,500,000	32,490,500	11,143,917	0	20,100,000	1,246,583	0	0	工事に伴う通行規制について、一方通行路線であるため、規制方法や安全対策等についての協議調整に不測の日数を要したため。
		青海地区汚水幹線埋設工事（青海線）	23,158,214	8,100,000	15,058,214	5,600,000	0	8,700,000	758,214	0	0	工事に伴う通行規制について、汚水管を埋設する市道が集落を結ぶ唯一の生活道でありかつバス路線であることから、規制方法や安全対策等の調整が必要となり、これに係る日数を要したため。
		江の川 1 号線雨水幹線管理道整備工事	3,713,600	1,400,000	2,313,600	0	0	0	2,313,600	0	0	本工事施工に伴い、隣接する民間工事との工程調整に不測の日数を要したため。

報告第4号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和元年度決算及び令和2年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和2年6月12日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 5 号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和元年度決算及び令和 2 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 12 日提出

長門市長 江 原 達 也